

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 5 月及び同年 6 月

私は、昭和 43 年 4 月に会社を退職し、すぐには国民年金に加入しなかったが、しばらくして加入手続をしたときに、過去の未納保険料をすべて納付したので、申立期間の 2 か月の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行ったときに、過去の未納となっている保険料をまとめて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 45 年 3 月に払い出されており、申立期間直後の 43 年 7 月から 44 年 3 月までの保険料は過年度納付されていることが確認できる上、手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間については過年度納付が可能であり、申立期間の 2 か月のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は 2 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の年金制度に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来た区職員に納付した。申立期間について、私と同様の方法により納付していた妻の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間の保険料を納付しており、申立期間は3か月と短期間である上、一緒に保険料を納付していたとするその妻の保険料は納付済みである。

また、集金人の徴収によって納付するなど保険料の納付状況に関する申立人の申述は具体的であり、申立人が居住していた区では、当時、区職員による保険料の集金が行われていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の仕事や住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことなどを踏まえると、申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

加えて、申立期間については、保険料が未納であれば、特殊台帳が保管されていなければならないところ、申立人に係る特殊台帳は存在していない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 群馬国民年金 事案 576（事案 469 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 63 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 63 年 6 月まで

昭和 61 年 4 月に会社を退職して、A 市で国民年金の加入手続を妻の加入手続と同時期に行った。当時は病院に通っていたので、国民健康保険の加入手続も同時期に行った。保険料額についてははっきり憶えていないが、毎月期限内に市役所の窓口で納付していた。

当時の年金手帳や領収書等は引っ越しの際に整理してしまっていて無いが、申立期間について保険料を納付していたはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は、昭和 61 年 4 月に会社を退職し、国民年金の加入手続をその妻の加入手続と同時期に A 市で行ったと主張しているところ、同市の被保険者名簿において、その妻の同年 4 月の資格取得の手続が同年 6 月に行われたことが確認できるものの、申立人については、被保険者名簿の存在は確認できない上、申立人に対して、申立期間中に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえないことから、申立人が申立期間における国民年金の加入手続を同市役所で行ったとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 7 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は、その妻の分と一緒に保険料を納付していたと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年2月

保険料の納付記録では、私の平成8年2月の国民年金保険料が未納となっている。国民年金の加入期間において保険料を納付しなかったことは無く、未納付の督促状や電話による督促を受けた覚えも無い。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間において保険料を納付しなかったことは一度も無いと主張しているところ、申立期間については、平成15年5月に被保険者の資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整理されたものであり、申立期間当時では、未加入期間となっていたことから、保険料を納付することができなかつた上、記録訂正時点では、申立期間については時効により保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続を行った記憶や、保険料を納付した記憶も無いと申述している。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月から 37 年 1 月まで

A社に昭和 32 年 4 月から 37 年 1 月まで勤務したが、この期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、期間までは特定できないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚は、「当該事業所では入社後に見習い期間があり、その間は厚生年金保険を含む社会保険に加入していなかった。」と供述しており、オンライン記録によると、当該同僚が当該事業所の入社日より後に厚生年金保険被保険者の資格取得が行われていることが確認できる上、同事業所において、厚生年金保険の加入記録が無い同僚も複数確認できる。

さらに、申立人は、「申立期間のうち、後半部分については別の事業所に在職していたかも知れない。」と申述しており、当該事業所の退職時期について明確な記憶が無く、また、別の事業所における厚生年金保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 6 月から 10 年ごろまで

A社のB所に平成7年6月から10年ごろまでの期間勤務した。申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社のB所が保有する月間の売上累計額が記載されている売上報告書によると、平成8年8月31日の同報告書の氏名欄に申立人の氏名は記載されているものの、日計欄には「退社」と表示されていることが確認できる上、同年7月31日及び同年9月30日の売上報告書の氏名欄に申立人の氏名は記載されていないことから、申立人は、同年8月に短期間勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所の事業主は「従業員は、入社してから2か月間を研修期間としており、その間は臨時雇用となり、厚生年金保険の加入手続は行っておらず、厚生年金保険料を給与から控除していない。\*\*の業務経験があっても同様である。」と証言している上、申立人と同時期に同事業所に勤務した従業員も事業主と同様の証言をしており、当該従業員の厚生年金保険の加入記録も証言どおりの加入記録であることから、同事業所においては、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、雇用保険の加入記録では、当該事業所における勤務期間は確認できない。

さらに、オンライン記録の当該事業所の被保険者縦覧照会回答票に申立人の氏名は見当たらず、申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 21 日から 39 年 10 月 25 日まで  
② 昭和 39 年 10 月 25 日から 44 年 12 月 21 日まで  
社会保険事務所（当時）から届いたねんきん特別便により、申立期間について脱退手当金が支払われていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間②に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票のうち、24 か月以上の被保険者期間がある女性被保険者の中で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 12 月の前後 2 年以内に資格喪失した 24 人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できた 14 人全員について、資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の当該被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、申立人の厚生年金保険被保険者記録に基づき適正に計算され支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。